

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1022 号（諮問第 1689 号）

件名：知的障害（者）の定義が記載されている文書等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

平成 29 年 1 月 29 日、同年 6 月 21 日及び同年 12 月 13 日

2 原処分

平成 29 年 2 月 10 日、同年 7 月 3 日及び同年 12 月 27 日（不開示（不存在）決定）

愛知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、別表の 5 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

平成 29 年 2 月 14 日、同年 7 月 7 日及び平成 30 年 1 月 10 日
原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 7 日

5 答申

令和 4 年 10 月 26 日

6 審査会の結論

人事委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、実施機関において管理する別表の 5 欄に掲げる行政文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 別表の1欄に掲げる請求1の①（請求1の①という。同欄に掲げる請求1の②以下も同様とする。）、請求1の③及び請求3について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求1の①、請求1の③及び請求3に係る文書については、独自の見解を有するものではなく、作成しなければ事務の遂行に支障を及ぼすようなこともないか、作成することがないか、又は業務において必要となることがないとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、実施機関において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、実施機関に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求1の②について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求1の②に係る文書については、主務課単位で作成されるもののため、実施機関は実施機関の目録を作成するのみであり、また、他の課室が作成した保存文書目録を入手しなければ事務の遂行に支障を及ぼすようなこともないとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、実施機関において他の課室の保存文書目録を入手することが必要であるとは認められないことから、当該請求に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 請求2について

実施機関によれば、復命書と記載されたもののみならず、例えば研修へ参加した際の記録等も広義の復命書と捉え、内容を確認したが、学習障害者又は精神障害者に関するものはないとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、実施機関において学習障害者又は精神障害者に関する復命書を作成又は取得することが必要であるとは認められないことから、当該請求に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 審査請求年月日	3 不開示(不 存在決定)	4 開示 請求年月 日	5 行政文書の名称その他の 開示請求に係る下要請文書を 特定するに足りる事項
1	平成29年2 月14日	平成29年2月 10日付け28人 委第1317-2号	平成29年 1月29日	平成27年度 平成28年度
①				知的障害(者)の定義が記載 されている文書
②				保存文書目録(他課の課室の もの)
③	保存文書を提示することな く補正をする態度について記 載した文書			
2	平成29年7 月7日	平成29年7月3 日付け29人委 第436号	平成29年 6月21日	・復命書(学習障害者のもの) 直近から1件 ・復命書(精神障害者のもの 直近から1件)
3	平成30年1 月10日	平成29年12月 27日付け29人 委第1045-1号	平成29年 12月13日	現在管理しているもの ・ICD-10の診断名、コード がわかる文書 ・発達障害(者)の診断基準 がわかる文書 ・学習障害(者)の診断基準 がわかる文書 ・知的障害(者)の診断基準 がわかる文書